

○総務省告示第二百七十八号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十条第一号の規定に基づき登録の公示をした登録外国適合性評価機関について、名称変更があったので次のとおり公示する。

令和元年十二月十日

総務大臣 高市 早苗

変更後の登録外国適合性評価機関の名称	変更前の登録外国適合性評価機関の名称
EMCCons DR. RAŠEK GmbH & Co. KG	EMCCert Dr. Rasek GmbH